



個人住民税の定額減税額の計算誤りについて

令和6年度（2024年度）個人住民税において、定額減税額の計算方式に一部誤りがあることが判明しました。

関係者の方には、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

■対象者

709名

うち、税額に影響のあった方は17名

市民税100円増、県民税100円減 5名 ※合計額では増減なし

市民税100円増、県民税増減なし 9名

市民税増減なし、県民税100円減 3名

※いずれの方におきましても、徴収は行われていません。

■原因

委託事業者の課税計算プログラムに誤りがあり、定額減税額の計算方式において、県民税の円未満については切り上げ処理をしなければいけないところ、四捨五入処理をしたため、差異が生じたものです。

■対応

5月13日（月）に、事業所あてに「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」を送付した方について調査をしたところ、対象者709名のうち、税額に影響のあった17名の方につきましては、すでに修正し、改めて正しい税額通知書を事業所を通じて今週中にお送りします。

なお、6月から実施される定額減税には影響はございません。

問合せ	総務部税務課 担当：熊崎（くまざき）、田中（たなか）、 052-603-2211、0562-33-1111（内線129）
-----	--